

議案第四十一号

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
右の議案を提出します。

令和七年九月三日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十四号）  
の一部を次のように改正する。

第五条第一項各号列記以外の部分中「及び第十一号」を「から第十二号まで」に、「第十五号」を「第十六号」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第五条第五項中「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第六項中「介護休暇」の下に「又は育児部分休業」を、「については、」の下に「それぞれ」を、「育児短時間勤務職員等として在職した期間」の下に「において介護休暇により勤務しない期間」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間」の下に「において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間」を加え、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第七項中「、子育て部分休暇

又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

#### (説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)が公布されたことに伴い、部分休業の取得パターン拡大及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への意向確認等が義務化されたため、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年四月中央区教育委員会規則第二十四号）

	新	旧
	(欠勤等日数)	(欠勤等日数)
第五条 前条第一項及び第三項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日（第十号から第十一号までに掲げる期間にあつては三分の二日とし、第十六号に掲げる期間にあつては一日とする。）として換算した日数（一日（第十号から第十一号までに掲げる期間にあつては三分の一日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。	第五条 前条第一項及び第三項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日（第十号及び第十一号に掲げる期間にあつては三分の二日とし、第十五号に掲げる期間にあつては一日とする。）として換算した日数（一日（第十号及び第十一号に掲げる期間にあつては三分の一日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。	第五条 前条第一項及び第三項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第五項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による一日の正規の勤務時間（以下「一日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を七時間四十五分をもつて一日（第十号から第十一号までに掲げる期間にあつては三分の二日とし、第十六号に掲げる期間にあつては一日とする。）として換算した日数（一日（第十号から第十一号までに掲げる期間にあつては三分の一日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。
一 法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間	一 法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間	一 法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間
二 休職規則第一条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間	二 休職規則第二条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間	二 休職規則第二条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間
三 第二条第一項第二号に掲げる職員として在職した期間	三 第二条第一項第三号に掲げる職員として在職した期間	三 第二条第一項第三号に掲げる職員として在職した期間
四 第二条第一項第四号に掲げる職員として在職した期間	四 第二条第一項第四号に掲げる職員として在職した期間	四 第二条第一項第四号に掲げる職員として在職した期間
五 第二条第一項第五号に掲げる職員として在職した期間	五 第二条第一項第五号に掲げる職員として在職した期間	五 第二条第一項第五号に掲げる職員として在職した期間
六 育児休業法第一条第一項の規定による育児休業（次に掲げ		六 育児休業法第一条第一項の規定による育児休業（次に掲げ

新

る育児休業を除く。) 中の職員として在職した期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中央区職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月中央区条例第三号)第三条の一に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一月以下である育児休業

旧

る育児休業を除く。) 中の職員として在職した期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中央区職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月中央区条例第三号)第三条の一に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一月以下である育児休業

業

七 大学院修学休業中の職員として在職した期間

八 法第二十六条の五第一項の規定により自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

九 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

十 法第二十六条の一第一項に規定する修学部分休業(以下「修学部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

十一 法第二十六条の二第一項に規定する高齢者部分休業(以下「高齢者部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

十二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業(以下「育児部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

<p>新</p> <p>十三 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第一条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行つた期間を除く。）</p> <p>十四 結核休職期間</p> <p>十五 勤務時間条例第十六条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。）</p> <p>十六 引き続く七日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において三以上ある場合に限る。）</p> <p>十七 勤務時間条例第十七条第一項に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第十九条第一項の規定により給与が減額される期間に限る。）</p> <p>十八 介護休暇により勤務しない期間</p> <p>十九 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</p> <p>二から4まで （略）</p> <p>5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たつては、一日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第一条に規</p>	<p>旧</p> <p>十二 職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行つた期間を除く。）</p> <p>十三 結核休職期間</p> <p>十四 勤務時間条例第十六条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）により勤務しない期間（次号に掲げる期間を除く。）</p> <p>十五 引き続く七日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間（以下「短期の病気休暇の期間」という。）のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間（短期の病気休暇の期間の初日の属する月（当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月）の数が勤務期間において三以上ある場合に限る。）</p> <p>十六 勤務時間条例第十七条第一項に規定する生理休暇により勤務しない期間（条例第十九条第一項の規定により給与が減額される期間に限る。）</p> <p>十七 介護休暇により勤務しない期間</p> <p>十八 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</p> <p>二から4まで （略）</p> <p>5 前三項に定めるもののほか、第一項の欠勤等日数の算定に当たつては、一日の正規の勤務時間の一部について、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第一条に規</p>
---	---

新

定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行つた期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第十八条の二に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは勤務時間条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児部分休業

により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間の単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間における勤務しない時間）にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等による算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児

旧

定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行つた期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇、勤務時間条例第十八条の二に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）若しくは勤務時間条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第一項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

6 第一項及び前二項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間の単位として承認された場合における勤務しない時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間における勤務しない時間）にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等による算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間

新

部分休業により勤務しない期間にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

7 第五項の規定は、介護時間又は子育て部分休暇に

より勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

旧

にあつては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

7 第五項の規定は、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業に

より勤務しない時間については、それぞれ七時間四十五分をもつて一日として換算した日及び一日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を七時間四十五分をもって一日として換算した日及び一日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が三十日を超えない場合は、適用しない。

附則

	この規則は、令和七年十月一日から施行する。
新	旧